

コロナ禍での「新しい働き方」に対応するため

従業員のテレワーク等に取り組む市内事業所の

設備の導入費等を補助します

新型コロナウイルスの感染拡大等に配慮した「新しい働き方」に対応するため、従業員が自宅やコワーキングスペース等においても仕事ができるよう、テレワーク等の導入に取り組む事業者を支援するため、テレワークに必要な情報通信機器やリモート業務関連ソフト等の導入費や、テレワークを行う施設等の借上げに要する経費の一部に補助金を交付します。

【支援内容】

1 補助金名	佐野市事業所等新しい働き方導入促進補助金
2 補助金額 (補助上限額)	○ 設備導入枠（テレワーク対応機器・設備等の導入経費） 30万円 ○ 活用促進枠（コワーキングスペース等の借上経費） 5万円 ※ 上記の金額を上限額とし、対象経費の2/3を補助します。
3 対象経費	テレワークに必要な設備等の導入（設備導入枠）や施設等の借上（活用促進枠）に要する経費 【設備導入枠の例】 ○テレワーク関連機器・ソフト等の導入費用（シンクライアント端末、ヘッドセット、Wi-Fiルーター、NAS、VPN、サーバーなどの購入費・リース料） ○上記機器等の設置・設定費用、導入後の保守点検費用 など ○導入に向けた専門家のアドバイス料、従業員向け研修会等の講師謝金 など 【活用促進枠の例】 ○市内で賃貸されている「サテライトオフィス」「シェアオフィス」用物件への入居費・定期利用料 ○市内に開設されている「コワーキングスペース」を従業員がテレワーク場所として活用する場合の利用料 など
4 対象事業者	佐野市内に5人以上の従業員を雇用する事業所等を有する法人または個人事業者
5 補助要件	① 佐野市内に勤務する従業員が導入機器等を用いてテレワーク等を実施している、または実施見込みであること。 ② 全ての市税に滞納がないこと。 ほか

※ 本チラシは制度概要をお知らせするためのものです。詳細な条件・内容等は、下記の佐野市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.sano.lg.jp/soshikiichiran/sangyou/sangyoritsushisuishinka/oshirase/>

【お問合せ】 佐野市産業文化部（産業立市推進課） TEL：0283-20-3040